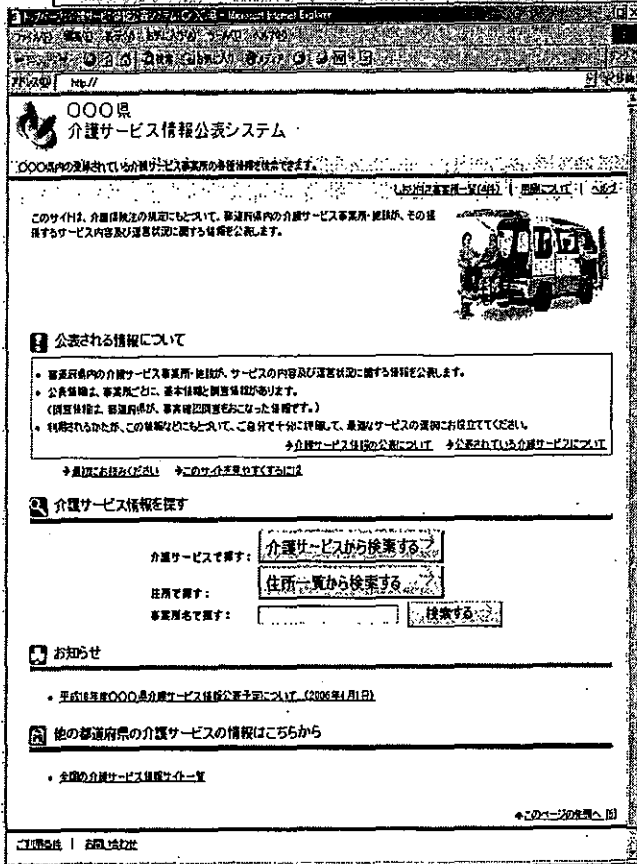


都道府県介護サービス情報公表システムの特徴①

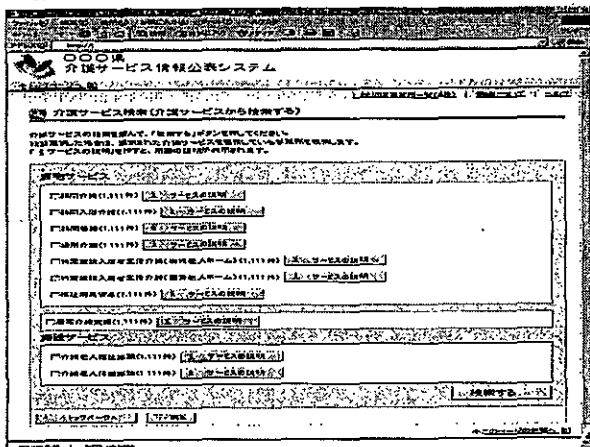


【基本機能】

- 検索結果を比較することができます。
- 高齢者や視覚障害者の方に配慮した設計となっています。
- 介護サービスまたは住所一覧から検索ができます。
- 専門的な用語などをわかりやすく説明します。
- 「しおり」をつけることにより、検索や比較などが利用しやすくなっています。

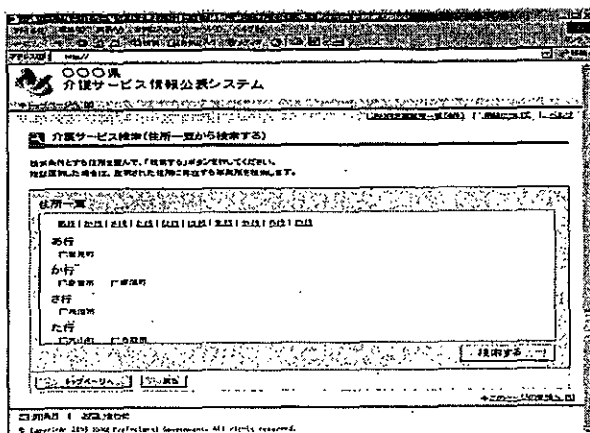
※ 本画面は開発中のイメージ図であり、実際の画面とは細部が異なります。

都道府県介護サービス情報公表システムの特徴②



【検索機能】

- 介護サービスまたは住所一覧から検索ができます。
- また、介護サービスと住所を組み合わせるなど、さらに絞り込んで検索をすることもできます。



- 料金や営業時間などは、検索結果から、調べたい介護サービス事業所の「基本情報」をご覧ください。
- なお、検索結果のうち、同じ介護サービスを提供する事業所又は施設を3件まで比較することができます。

※ 本画面は開発中のイメージ図であり、実際の画面とは細部が異なります。

基本情報の公表例



〇〇県
介護サービス情報公表システム

トップページへ

しおり付き事業所一覧(0件) | 用語について | ヘルプ

戻る

このページを印刷する

介護サービス情報(基本情報)

基本情報は、事業所が記入した報告内容をそのまま表示します。

調査日: 平成17年8月3日 公表日: 平成18年5月13日 更新日: 平成18年5月13日

事業所番号/名称	住所/その他
名称: 京成会福祉事業所 南杉並センター 介護サービス: 訪問介護 事業所番号: 13-51100011	173東京都杉並区阿佐谷南1-1-1 OOビル1F 郵便番号: 166-8570 電話: 03-1200-3200 ファクス: 03-1200-3201
しおりは付いていません <input type="checkbox"/> しおりを付ける <input type="checkbox"/>	

基本情報 調査情報

記入者名	古川 太郎	記入年月日	平成18年5月9日
		所属・職名	副所長

利用者の都合により介護サービスを提供できなかった場合に係る費用(キャンセル料)の徴収状況	
あり	(その算定方法) キャンセル料
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の実施の有無	
	あり

トップページへ

戻る

このページの先頭へ

ご利用条件 | お問い合わせ

Copyright © 2006 Prefectural Government. All rights reserved.

※ 本画面は開発中のイメージ図であり、実際の画面とは細部が異なります。

「調査情報」の公表例

※ 本画面は開発中のイメージ図であり、実際の画面とは細部が異なります。

基本情報 調査情報

閲覧したい項目を押すと、該当箇所を表示します。

ページ内の目次:

調査情報

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1. 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者の権利擁護等のために講じている措置 | 8. 安全管理及び衛生管理のために講じている措置 |
| 2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置 | 9. 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置 |
| 3. 相談、苦情等の対応のために講じている措置 | 10. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置 |
| 4. 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置 | |
| 5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携 | |
| 6. 適切な事業運営の確保のために講じている措置 | |
| 7. 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置 | |

●は都道府県において独自に追加した項目を示します。

調査情報

大項目 1. 介護サービスの内容に関する事項

中項目 1. 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者の権利擁護等のために講じている措置

小項目 1. 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況

確認事項 (1). 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項について説明し、同意を待っている。

確認のための材料: 重要事項を記した文書の同意欄に、利用申込者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。

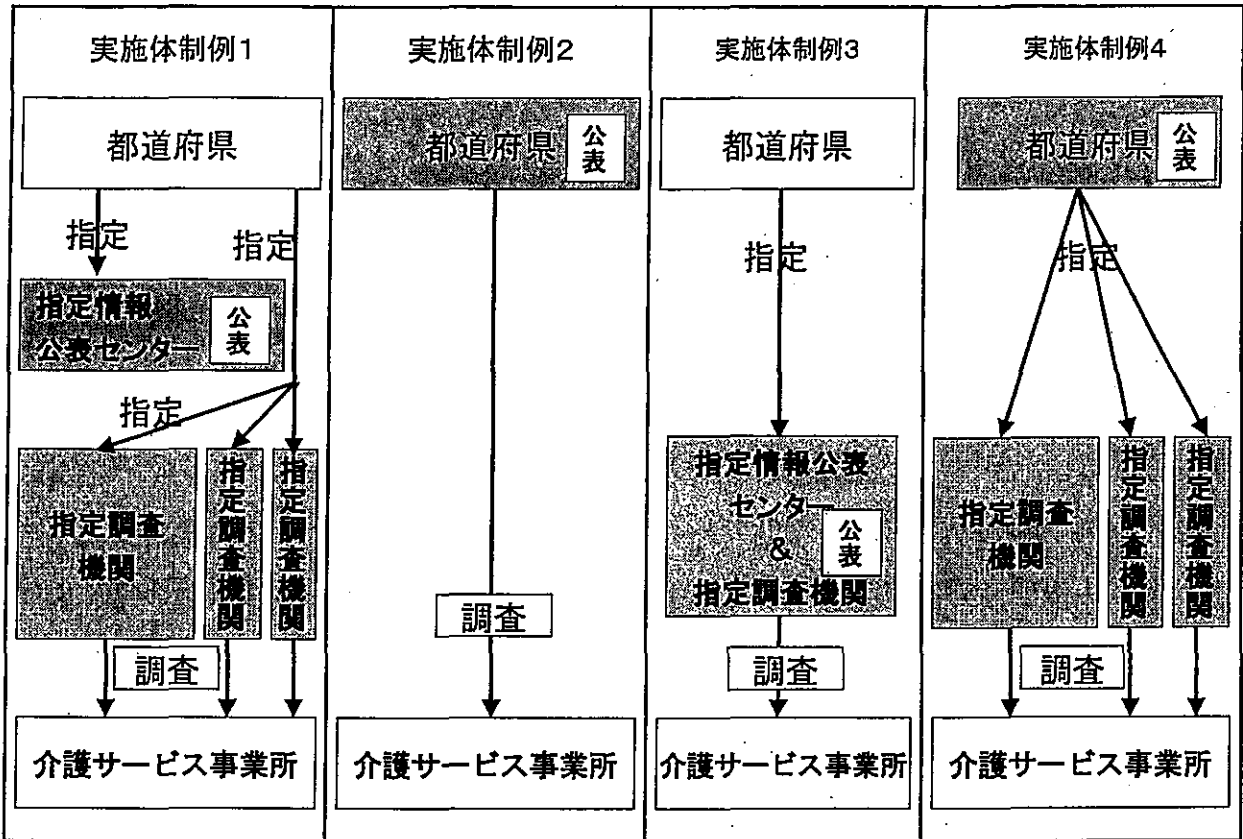
チェックあり

- 高齢者または視覚障害者の方に配慮した設計
 - ◆「高齢者・障害者等配慮設計指針(※1)」、「ISO13407人間中心設計プロセス(※2)」に基づいた開発
 - ◆音声読み上げソフト、拡大文字、画面拡大、色彩のコントラスト設定などに対応
 - ◆ユーザーテストを行うことにより実現された、どなたでも使いやすいコンテンツ、見やすいデザイン
- ※1 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ(JISX8341-3)
- ※2 Human-centred design processes for interactive systems
- 専門的な用語については、逐次、説明を付与

3 「介護サービス情報の公表」 制度の実施体制

(都道府県単位の体制整備)

都道府県における「介護サービス情報の公表」実施体制 例



都道府県知事が自ら事務を実施するほか、
次のセンター・機関に事務を外部化できる

指定情報公表センターの概要

- 都道府県知事が都道府県内に一つ指定し、次の「情報公表事務」を実施
 - ① 介護サービス情報の報告の受理
 - ② 介護サービス情報の公表
 - ③ 指定調査機関の指定の審査
- 秘密保持義務、同義務違反の罰則（公務員みなし）あり

指定調査機関の概要

- 都道府県知事が指定し、事業者が報告する介護サービス情報のうち、調査情報についての「調査事務」を実施
- 秘密保持義務、同義務違反の罰則（公務員みなし）あり

指定情報公表センターの指定基準

- 法人
- 職員、設備、情報公表事務の実施方法等に関する計画
- 情報公表事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない役員等の構成
- 調査しようとする介護サービスを自ら提供していない
- 区分経理
- その他

指定調査機関の指定基準

- 法人
- 職員、設備、調査事務の実施方法等に関する計画
- 調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない役員等の構成
- 調査しようとする介護サービスを自ら提供していない
- 区分経理
- その他

調査員の要件

基本要件

- 都道府県知事又はその指定する者が行う研修を修了
講義8.5時間 演習3時間(19年度以降)
- 都道府県の調査員名簿に登録
- 秘密保持義務、同義務違反の罰則(公務員みなし)がある

訪問調査を行う調査員の構成

- 当面、調査員2名のうち1名は、調査対象サービスに関する知識を予め有する者を充てることが望ましい

調査員養成研修の課程

区分	科目	時間数	備考
講義	介護保険制度の理解	1時間	一定の免除あり
	介護サービスの基礎的知識	2時間	一定の免除あり
	介護サービス情報の公表制度の理念	1時間	
	介護サービス情報の公表制度の内容	1時間	
	調査員の心得	30分	
	介護サービス情報の理解	2時間	サービスごと
	調査事務の理解	1時間	
演習	調査事務の演習	3時間	19年度から適用

公表情報の地域性への配慮

- 全国の事業所を対象とする制度
 - ➡ 標準的な項目は、全国的に統一
(厚生労働省令等)

- 都道府県単位の実情に応じた情報
 - ➡ 都道府県ごとの情報の追加は可能

調査事務・情報公表事務手数料

- サービス利用(提供)契約の一方の当事者である事業所が
利用者の選択に資する情報を公正・公平な情報提供環境で公表
→ 調査・情報公表事務手数料は、事業所が負担
- 手数料の額、徴収方法等は、都道府県単位の調査体制や
地理的条件により異なる
→ 都道府県条例
- 介護保険制度に基づく全国共通の制度
→ 全国的な見地からのガイドラインの提示

4 「介護サービス情報の公表」 制度の今後のスケジュール

《基本的な考え方》

- 基本的には、介護保険法に基づく全ての指定(許可)事業所・施設が対象
- 準備が整ったサービスから順次施行
 - ・公表情報(案)の作成
 - ・モデル事業による検証
 - ・都道府県の実施体制整備

平成18年度の取組み

- 平成17年度の検討サービスの検証等【モデル調査事業】→【制度施行準備】
 - ① 訪問リハビリテーション
 - ② 通所リハビリテーション
 - ③ 介護療養型医療施設
- 新たな項目の検討
 - 認知症高齢者グループホーム
 - その他未定